

新会計準則-日本語訳

新会計準則-日本語訳ができました！

1冊300RMB
郵送料は別途

2007年1月1日より「新会計準則」が施行され外商投資企業に対しては任意適用です。
日本では「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号)で**2008年4月1日以降開始する事業年度から連結財務諸表の同一環境下で行われた同一の性質の取引等について親会社及び子会社が採用する会計処理の原則及び手続は原則として統一しなければならないと規定されています。**
在中国日系企業でも、特に**日本本社が上場され、連結決算が必要な場合2008年1月1日までに新会計準則を適用すべきか否か十分な検討が必要となります。**
今回の日本語訳がこれらの検討に役立つことを願っております。

目次

1. 基本準則	14. 第13号-偶発事象	28. 第27号-石油及び天然ガスの採掘
2. 第1号-棚卸資産	15. 第14号-収入	29. 第28号-会計方針、会計上の見積りの変更と誤謬の訂正
3. 第2号-長期持分投資	16. 第15号-工事契約	30. 第29号-後発事象
4. 第3号-投資性不動産	17. 第16号-政府補助	31. 第30号-財務諸表の表示及び開示
5. 第4号-固定資産	18. 第17号-借入費用	32. 第31号-キャッシュフロー計算書
6. 第5号-生物資産	19. 第18号-所得税	33. 第32号-中間財務諸表
7. 第6号-無形資産	20. 第19号-外貨換算	34. 第33号-連結財務諸表
8. 第7号-非貨幣資産による交換	21. 第20号-企業結合	35. 第34号-1株当たり利益
9. 第8号-資産の減損	22. 第21号-リース	36. 第35号-セグメント報告
10. 第9号-従業員給付	23. 第22号-金融商品の認識と測定	37. 第36号-関連当事者の開示
11. 第10号-企業年金基金	24. 第23号-金融商品移転	38. 第37号-金融商品の表示及び開示
12. 第11号-株式報酬	25. 第24号-ヘッジ	39. 第38号-企業会計準則の初度適用
13. 第12号-債務再編	26. 第25号-元受保険契約	
	27. 第26号-再保険契約	

商品に関するお問合せは・・・

【事務局】 上海マイツ咨询有限公司

(TEL) 021-6407-8585 (内線142) (FAX) 021-6448-3855

(e-mail) lug@myts-cn.com (担当: 陸青/日本語可)

ご希望の方は、下欄にご記入のうえFAX又はe-mailにてお申し込みください。

貴社名:	必要冊数	冊
ご担当者様:		
御住所:		
お電話:		
FAX:	E-Mail:	